

## 「施設整備事業を推進するための基本的な指針」等の改正の概要

総合通信基盤局  
電気通信事業部データ通信課

### 1 基本指針の概要

電気通信基盤充実臨時措置法（平成 3 年法律第 27 号。以下「基盤法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき定めた「施設整備事業を推進するための基本的な指針」（平成 23 年総務省告示第 400 号。以下「基本指針」という。）は、基盤法の趣旨、目的を敷えんとともに、基盤法第 2 条で定義する「施設整備事業」（①高度通信施設整備事業、②信頼性向上施設整備事業、③高度有線テレビジョン放送施設整備事業）について、その事業の実施に関する基本的な方向、内容等を明らかにしたものである。

### 2 基本指針の改正内容

今回の改正の内容は、東京圏に集中する大量のデータをバックアップできる体制を強化するため、東京圏におけるデータセンターの遠隔地バックアップを行うために地方のデータセンター内に設置するサーバー等の電気通信設備について、新たに信頼性向上施設の対象設備として、基本指針の中で規定しようとするものである。

なお、基盤法に基づき当該設備を取得等した場合には、法人税（特別償却）に係る税制支援（平成 25 年度税制改正によるもの）の対象となる。

施設整備事業の種類	追加する設備
信頼性向上施設整備事業	・サーバー用の電子計算機 ・ルーター又はスイッチ(※)

(※) ルーター又はスイッチはサーバー用の電子計算機と同一の計画に基づき設置される場合に対象とする。

### 3 手続告示の改正内容

基本指針の改正に伴い、基盤法第 4 条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件（平成 23 年総務省告示第 401 号。）についても改正することとする。具体的には、新たに規定される設備に係る信頼性向上施設整備事業の実施計画の認定に当たって満たすべき要件を列挙するとともに、認定申請書の様式の変更及び添付書類の追加等の改正を行うものである。